

定額減税補足給付金（不足額給付分）※ 申請書

※ 補足給付金（不足額給付分）注の算定に際し、令和 5 年分の所得（給与所得等）より、結果として算定したことにするものです。

令和7年10月31日をもって
申請受付を終了しました

注：補足給付金（不足額給付分）に受けられなかった（＝定額減税可能額が、令和 6 年分の推計所得税額又は令和 6 年度分の個人住民税所得割額を上回った）方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として 1 万円単位で切り上げて算定した額を支給したものです。

磐田市長

※ 本様式は、補足給付金（不足額給付分）の支給対象となりうる方で、申請が必要な方が使用するものです。様式第 1 号（確認書）が届いた場合は、本様式を使用せず、確認書に記入・返送してください。

※ 本様式を提出いただいた場合、磐田市において支給要件に該当するか審査の上で、記入いただいた現住所に決定通知等を送付します。

【本様式での申請が必要な方】

- 令和 6 年中に他の市区町村や海外から磐田市に転入され、令和 7 年 1 月 1 日時点で住民登録のあった方で、下記の支給要件に該当する方が対象となります。具体的には以下の方が該当する可能性があります。
 - ・ 令和 6 年所得税額が令和 5 年所得税額より小さかった方（例：令和 6 年所得が、令和 5 年所得よりも小さかった方）
 - ・ 令和 6 年中に扶養親族が増えた方（例：お子さまが出生された方） など

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、□にチェック（レ）してください。

□ 以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- ① 下記の支給要件に該当する場合、これに従い市において算定した支給額が支給されます。市における算定の結果、0 円となった場合には補足給付金（不足額給付分）は支給されません。

【支給要件】

I + II（合計額に対し、1 万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。）－III > 0 となる納税義務者

I 所得税分の所要額：3 万円×減税対象人数※1 － 令和 6 年分所得税額

※1 納税義務者本人＋令和 6 年 12 月 31 日時点の扶養親族等（16 歳未満扶養親族含む。国外居住者は除く。）

II 個人住民税所得割分の所要額：1 万円×減税対象人数※2 － 令和 6 年度分個人住民税所得割額

※2 納税義務者本人＋令和 5 年 12 月 31 日時点の扶養親族等（16 歳未満扶養親族含む。国外居住者は除く。）

III 補足給付金（当初給付分）の額

- ② 補足給付金（不足額給付分）の支給要件の該当性等を審査等するため、市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。

③ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。

④ 添付している資料以外に収入を証する書類はありません。

1 申請者

(フリガナ)		生 年 月 日		現 住 所	
氏 名					
		明治・大正・昭和・平成			
		年 月 日		電話 ()	
【代理人による申請】					
代理人	(フリガナ)	理 人		住 所	
	代理人				
		明治・大正・昭和・平成			
		年 月 日		電話 ()	
上記の者を代理人と認め、給付金の (☐ 確認・請求 ☐ 受給) を委任します。				本人 氏名	※本人の署名又は記名押印
※ 法定代理人の場合は、委任方法の選択は不要です。					

令和7年10月31日をもって
申請受付を終了しました

2 振込口座（原則、1. の申請・請求者の口座とします。）

- 以下のいずれか1つのチェック欄（☐）にレを入れてください。
- ☐ ① マイナポータル等で登録済みの申請者名義の公金受取口座への振込を希望します。
（通帳等の写しは不要）
※マイナポータル等から公金受取口座を登録している必要があります。
- ☐ ② 下記の口座への振込を希望します。（通帳等の写しを本人確認書類等貼付用紙の振込先金融機関口座確認書類欄に添付する必要があります。長期間入出金のない口座を記入しないでください。）

金融機関名		1 銀行 5 農協 2 金庫 6 漁協 3 信組 7 信漁連 4 信連		支店名		本・支店 本・支所 出張所
預金種別		金融機関コード		支店コード		口座番号（右づめ）
普通	当座					
口座名義（カナ） ※ 通帳の表記に合わせて下さい。						

ゆうちょ銀行への振込

口座名義（カナ） ※ 通帳の表記に合わせて下さい。	種別	通帳記号 6桁目がある場合は ※欄にご記入下さい				通帳番号 ※ 右詰めで記入ください。				番 号
	普通	1			0	※				1

ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上又はキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入ください。

本申立ての内容に相違ありません。			
申請者氏名		申請日	令和 年 月 日

提出書類

- ☐ 『定額減税補足給付金（不足額給付分）申請書』

※ 必要事項をご記入ください。

- ☐ 誓約・同意事項（表面中段）
☐ 申請者（または代理人）の氏名、連絡先電話番号など

- ☐ 振込口座

- ☐ 署名

令和7年10月31日をもって
申請受付を終了しました

- ☐ 『補足給付金（不足額給付分）申請書』

※ 令和6年に給付された補足給付金（当初給付分）の額がわかる資料をご用意ください。

↓
受給要件に該当せず補足給付金（当初給付分）を受給していないため、上記資料をお持ちでない方は、令和6年度個人住民税分控除不足額等がわかる資料をご用意ください。

- ☐ 『令和6年度分個人住民税の納税通知書 または 特別徴収税額通知書 などの写し（コピー）』

- ☐ 『令和6年分所得税の源泉徴収票 または 確定申告書の写し（コピー）』

※ 給付額算出に必要な令和6年所得税額等や、令和6年分所得税分控除不足額等がわかる上記書類の写し（コピー）をご用意ください。

- ☐ 『本人（代理人）確認書類の写し（コピー）』

※ 確認者の運転免許証、マイナンバーカード（表面）、パスポート等の写し（コピー）、健康保険証、年金手帳、介護保険証などを本人確認書類等貼付用紙の本人（代理人）確認書類欄に添付してください。

- ☐ 『受取口座を確認できる書類の写し（コピー）』

※ 「2. 振込口座」で②をチェックした場合のみ添付してください。

※ 通帳やキャッシュカードの写し（コピー）など、受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人を確認できる部分の写し（コピー）を本人確認書類等貼付用紙の振込先金融機関口座確認書類欄に添付してください。

※ 各欄の記入漏れ・チェック漏れや、提出書類の不備はありませんか。

（記入漏れ・チェック漏れや、提出書類の不備がある場合、給付を受けられません。）

本人確認書類等貼付用紙

本人（代理人）確認書類

- ※ 運転免許証、パスポート、マイナンバーカード（表面）の写し（コピー）など（顔写真のある書類）
- ※ 健康保険証、国民健康保険証、介護保険証、児童扶養手当証書、児童手当証書、児童手当受給通知書、児童手当受給通知書（児童手当受給通知書）
- ※ 代理による場合は、本人及び代理人の本人確認書類を添付

令和7年10月31日をもって
申請受付を終了しました

振込先金融機関口座確認書類

- ※ 「2. 振込口座」の②に記入した口座での受取り希望した場合は、受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し（以下「受取口座がわかる確認書類」という。）を提出して下さい。
- ※ 「2. 振込口座」において、①の公金受取口座での受取りを希望した場合は、受取口座がわかる確認書類の提出は不要です。